

厚木市公共下水道使用料条例の改正骨子に対する  
パブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 25 年 9 月 15 日（日曜日）から平成 25 年 10 月 14 日（月曜日）まで

2 意見の件数等

(1) 意見をいただいた人数 13人

(2) 意見の件数 17件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数(件)
1	条例・計画等に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	10
3	今後の取組において参考にするもの	1
4	条例・計画等に反映できないもの	3
5	その他(感想・質問)	3
	合計	17

4 意見と市の考え方

	意見の概要	市の考え方	反映区分
1	<p>今後の下水道使用料の推移を見て驚いた。年々増えていると思っていた。減少の一番の理由が何か知りたかった。広報等に載せて周知すべき。</p>	<p>節水型トイレ、洗濯機等の節水機器の普及や景気の低迷による企業活動における合理化努力などにより、公共下水道使用料につきましては、減少傾向にあります。</p> <p>また、公共下水道使用料や下水道財政の仕組みなどは、これまでも市ホームページ等で公表させていただいておりますが、今後も公共下水道使用料の減少理由などについても市ホームページ等で公表を行い、市民の皆様の御理解をいただけるよう努めてまいります。</p>	5

	意見の概要	市の考え方	反映区分
2	下水道使用料の推移を見ると今のままでは毎回値上げしかないのかと思ってしまう。今後、高齢化で納税者が減るのも明白なので、大々的な「仕分け」を実施して欲しい。(中長期的に)	前回の公共下水道使用料の改定を検討いたしました平成19年度と比較いたしますと大幅な人員削減や事業の効率化などの経費削減に努めてまいりました。	2
3	改定に関しては賛成だが、引き続き経費削減等の経営努力をするべき。	今後も引き続き事業の効率化など経費削減等に努めてまいります。	2
4	下水道運営審議会の答申を踏まえての改定という事からやむを得ないと思うが、今後、無駄の撲滅や経費削減の取組を民間企業トップレベルと同等の努力をお願いしたい。		2
5	改定については、仕方がない。併せて全市的に事業費削減に努めて欲しい。		2
6	現在、様々な日常品の値上げや消費税率引き上げ表明がされている中で、私たち市民の生活でこれ以上の値上げは大変大きな負担となります。下水道運営審議会の中で話があったが、下水道使用料が減ったのは市民それぞれが、自分たちの生活を守るため、がんばったことによるもので、お金が足りなくなったから下水道使用料を上げるというのでは納得できない。	本来、家庭や事業所から出る汚水を処理する費用は、公共下水道使用料で全額を賄うことが原則(受益者負担の原則)となっておりますが、急激な公共下水道使用料の改定は市民生活に多大な影響を及ぼすこととなりますので、段階的に公共下水道使用料を改定するため、3年ごとに公共下水道使用料を見直しております。 使用料収入の減少が改定の理由の一つではありますが、公共下水道使用料の不足額は毎年発生しており、経費削減の努力をしてもなお不足額が発生する見込みであることから、受益者負担の原則を踏まえ、公共下水道使用料の改定を行うものです。	4

	意見の概要	市の考え方	反映区分
7	<p>改定理由の中に、あたかも今回の値上げによって市が受け取るお金の中で、ゲリラ豪雨などの対策に使われると市民が誤解しかねない書き方もされているが、これらに関しては公費で行うと下水道運営審議会でもはっきりと明言されている。このような表現はやめていただきたい。</p>	<p>雨水に係るものは公費で負担するのが原則であり、その旨は下水道運営審議会で使用しました資料に明記しておりますが、公費で雨水に係る整備を行うためには、市財政状況を考慮しますと、公共下水道使用料の不足額に対する市税等による補てんを減少させる必要があると考えております。</p> <p>今後、こういった資料を作成する際は、分かりやすいものとなるよう努めてまいります。</p>	5
8	<p>公共下水道については上水道と同様に、使用者の負担による独立した経営が基本と考える。</p> <p>下水道の汚水管の維持管理についても使用者負担が基本であり、管理費用については、使用者が負担することが当然だと考えられることから料金の改定も仕方ないものとする。</p>	<p>本来、家庭や事業所から出る汚水を処理する費用は、公共下水道使用料で全額を賄うことが原則（受益者負担の原則）となっておりますが、急激な公共下水道使用料の改定は市民生活に多大な影響を及ぼすこととなりますので、段階的に公共下水道使用料を改定するため、3年ごとに公共下水道使用料を見直しております。</p>	2
9	<p>時節柄、値上げは仕方がない。</p>	<p>今回の公共下水道使用料の改定におきましても、市民生活への影響を考慮し、公共下水道使用料の不足額の一部を改定により補うものであります。</p>	2
10	<p>消費税引き上げと同時期の改定は、市民生活に影響を及ぼしかねないが、維持管理費用がかかるといことは仕方がないとする。</p>	<p>今回の公共下水道使用料の改定におきましても、市民生活への影響を考慮し、公共下水道使用料の不足額の一部を改定により補うものであります。</p>	2

	意見の概要	市の考え方	反映区分
11	下水道の整備、維持管理について理解できるが、26年4月から消費税も上がるので改定率についてはもっと下げて欲しい。	汚水を処理する費用は、公共下水道使用料で全額を賄うことが原則（受益者負担の原則）であることを踏まえ、改定率につきましては、経費削減、近隣市の公共下水道使用料や改定率等を考慮し、下水道運営審議会の答申を踏まえ、慎重に検討した結果、最低限かつ急激な負担増とならないよう配慮して決めました。	4
12	消費税8%と同じ時期に下水道料金の約10%もの改定はどうかと思う。		4
13	下水道使用料は、公共料金であることから慎重に検討して欲しい。	本来、家庭や事業所から出る汚水を処理する費用は、公共下水道使用料で全額を賄うことが原則（受益者負担の原則）となっておりますが、急激な公共下水道使用料の改定は市民生活に多大な影響を及ぼすこととなりますので、段階的に公共下水道使用料を改定するため、3年ごとに公共下水道使用料を見直しております。今回の改定におきましても、市民生活への影響を考慮し、慎重に検討した結果、公共下水道使用料の不足額の一部を改定により補うものであります。	2
14	段階的な措置をとる事ができなかったのか。更なる経費削減・効率化を望む。	また、前回の公共下水道使用料の改定を検討いたしました平成19年度と比較いたしますと大幅な人員の削減や事業の効率化などの経費削減に努めてまいりました。今後も、事業の効率化など経費削減等に努めてまいります。	2

	意見の概要	市の考え方	反映区分
15	<p>受益者負担の考え方から、やむを得ない。ただし、基本料金の上げ幅は少なくし使用料は使用量の多い少ないで差をつけてもよいのではないかと。特に大口利用の比率を上げる。又、使用量に対して排水量の比率を下げたい。</p>	<p>公共下水道使用料は、使用量が多いほど使用料単価が高くなる設定となっております。</p> <p>また、水道使用量に対し、下水道への排水量が著しく異なる場合は、排水量を申告していただく制度がございます。</p>	2
16	<p>9.4%から 9.92%になった根拠が抽象的で判断しようにも納得しようにも出来ない。補足資料（A3版）を見たが、もっと端的に表現すべき。</p>	<p>改定率につきましては、公共下水道使用料収入の推移や下水道事業への市税等の投入総額等を総合的に判断したものであります。（前回の改定率 9.4%は平成 20 年度から平成 22 年度、今回の改定率 9.92%は平成 26 年度から平成 28 年度の歳入歳出予定額を踏まえ、その都度検討したものであります。）</p> <p>資料につきましては、様々な要因を端的に図表化したものであります。今後、こういった資料を作成する際は、分かりやすいものとなるよう努めてまいります。</p>	3
17	<p>(1)市税等で補っているのは、いつから、いくらか（平成 22 年度見直しが甘かったのではないかと）。</p> <p>(2)長寿命化や豪雨への対策は、何年間でいくらか（今後の 3 カ年は%アップが必要なのか）。</p> <p>改定する場合でも、改定率は急激な負担増とならないよう配慮し改正して欲しい（消費税アップで上乗せになる）。</p>	<p>(1) 本来、家庭や事業所から出る汚水を処理する費用は、公共下水道使用料で全額を賄うことが原則（受益者負担の原則）となっております。全てを公共下水道使用料で賄うことは、市民生活に多大な影響を及ぼすこととなりますので、公共下水道事業開始以来、市税等で公共下水道使用料の不足額を補いながら、市民生活への影響を考慮し、段階的</p>	5

に公共下水道使用料の改定を行っております。

平成 22 年度につきましては、公共下水道使用料収入の推移、下水道事業への市税等の投入総額や景気状況等を総合的に判断したものであります。

(2) 長寿命化への対策につきましては、施設の耐用年数を長くする改修を実施するもので、経費を平準化し、縮減するものです。今後老朽化が進む中で、長期的にかつ継続的に実施するものです。

また、近年のゲリラ豪雨への対策につきましては、現在本厚木駅周辺の整備計画を策定するための調査を行っております。

今回の公共下水道使用料の改定におきましても、市民生活への影響を考慮し、最低限かつ急激な負担増とならないよう配慮して決めました。